

# 事業主各位

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会  
東京都支部 事務局

## 令和6年度特定自主検査資格取得研修開催のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当支部の事業運営につきまして格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご承知のように、車両系荷役運搬機械・車両系建設機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、有資格者による特定自主検査（年次検査）を行うことが義務付けられております。

東京都支部におきましては、本年度も特定自主検査者資格取得の研修を予定しております。資格者の異動、退職や管理台数の増加等に備えて一人でも多くの方がご受講いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 1. 研修開催日及び研修開催場所

区分	研修の種類	開催日	学科	実技
検査業者 検査員	フォークリフト	6/12～16	きゅりあん (品川区東大井5-18-1)	ロジスネクスト東京(株) 羽田支店(大田区東糀谷5-13-1)
		2/20～22	きゅりあん (品川区東大井5-18-1)	ロジスネクスト東京(株) 羽田支店(大田区東糀谷5-13-1)
	高所作業車	11/ 7～ 9	㈱タダノ教習センター 東京教習所(江東区新木場2-7-1)	同 左
事業内 検査者	フォークリフト	7/25～27	きゅりあん (品川区東大井5-18-1)	ロジスネクスト東京(株) 羽田支店(大田区東糀谷5-13-1)
		【学科】 8/29, 30	きゅりあん (品川区東大井5-18-1)	(*実技は10/5に実施)
		【実技】 10/5	(*学科は8/29～30に実施)	ロジスネクスト東京(株) 羽田支店(大田区東糀谷5-13-1)
	高所作業車	6/20～22	㈱タダノ教習センター 東京教習所(江東区新木場2-7-1)	同 左
		9/12～14	㈱タダノ教習センター 東京教習所(江東区新木場2-7-1)	同 左

\* 21時間コース及び18時間コースは同時受講/14時間コース及び9.5(8.5)時間コースは同時受講

\* フォークリフト6/12～16開催分の35時間コース開催日程は6/12～16/21時間コース及び18時間コースは6/13～15

\* フォークリフト8/29～30, 10/5開催分は、学科と実技の日程が離れて実施されるためご注意ください。

### 2. 研修受講料(税込)

研修の種類・区分		検査業者検査員				事業内検査者	
		35時間	21時間	18時間	13時間	14時間	9.5時間 8.5時間
フォークリフト	会員	87,780	62,480	59,950	実施なし	54,890	49,830
	一般	91,850	66,550	64,020	実施なし	58,960	53,900
高所作業車	会員	実施なし	71,940	69,410	---	59,290	54,230
	一般	実施なし	77,220	74,690	---	64,570	59,510

### 3. 予約申込期間

年間を通して予約をお受けしておりますが、定員に達し次第、また、**研修実施初日の1カ月前程度**を目安に締切とさせていただきますので、ご了承下さい。

### 4. 募集人員

両研修とも現時点では20名定員で実施予定です。定員を越えた場合は、受講のお断りをさせていただきます。また、受講希望者が少ない場合は中止となることもあります。ご承知おき下さい。

## 5. 申込後のキャンセルについて（キャンセル規程）

受講料をお振込後、受講者のご都合により受講取消（キャンセル）される場合は、受講取消の申請をした日（キャンセルのご連絡がありました日）に基づき、ご返金させていただきます。

研修開始日の5営業日前	……	受講料の全額
研修開始日の4営業日前から2営業日前	……	受講料のうちの教材費の額
研修開始日の1営業日前（前日）	……	返金しない

## 6. 予約申込から研修修了証交付までの流れ

### ① 予約申込書をFAX

受講希望者

受講希望者は、3ページ(検査業)、4ページ(事業内)の受講資格、研修時間等をご確認のうえ5ページの予約申込書に必要事項をご記入いただき、受講資格を証明する書類のコピーを添付し、当支部事務局宛てにFAXにてご予約下さい。

### ② 予約申込書を確認の上ご連絡

建荷協東京都支部

予約申込書及び添付書類の内容を確認の上、暫定的に書類審査を行います。

◎不備なし→『資格取得研修予約完了』のご連絡のFAXをさせていただきます。

×不備あり→当方よりご連絡（受講資格が無い場合は受講をお断りさせていただきます。）

### ③ 研修申込関係書類を郵送

(建荷協東京都支部)

研修実施初日の1.2カ月前（予約完了FAXに記載した期日）に、研修申込関係書類（申込書等）の予約申込書記載の事業場のご連絡担当者宛てに郵送いたします。

### ④ 研修申込関係書類を返送

受講希望者

研修申込関係書類（申込書等）にご記入及び必要書類を揃えて、指定期日までに当方へ返送して下さい。

### ⑤ 書類審査

建荷協東京都支部

到着した研修申込関係書類（申込書等）の内容を確認の上、書類審査を行います。

◎不備なし→⑥へ

×不備あり→当方よりご連絡（受講資格が無い場合は受講をお断りさせていただきます。）

### ⑥ 請求書の郵送

建荷協東京都支部

郵便局又は銀行で指定期日までにお振込みをお願いいたします。

指定期日までにお振込いただけない場合はキャンセル扱いとさせていただきます。(7.参照)

### ⑦ 受講票の郵送

(建荷協東京都支部)

お振込確認後、研修実施初日の1週間前頃を目安に、本人確認のため、受講者のご自宅宛に受講票を郵送いたします。

### ⑧ 当日受講

受講希望者

受付時間までに研修開催場所へお越し下さい。なお、受講票は忘れずにお持ち下さい。

◎学科研修及び実技研修を終了し、筆記試験及び検査実務能力評価に合格した方→⑨へ

×所定研修時間不足、筆記試験又は検査実務能力評価不合格の方→⑧で終了

### ⑨ 検査実習（記録表課題）提出

受講希望者

筆記試験及び検査実務能力評価に合格した方は、検査実施台数分の検査実習を行い、ご提出下さい。検査実習提出期限は、研修終了後1年以内です。

### ⑩ 研修修了証を本部へ申請

建荷協東京都支部

検査実習記録表の審査に合格した方は、本部へ研修修了証交付の手続き申請を行います。

### ⑪ 研修修了証交付

建荷協東京都支部

本部より修了証発行後、研修申込関係書類（申込書等）の予約申込書記載の会社のご連絡担当者宛てに修了証をお送りさせていただきます。

## 7. 受講料のご入金を確認できない場合についてのキャンセル扱いについて

当方が指定した期日までに受講料のお振込が確認できない場合は、受講料請求締切日をもってキャンセル扱いとさせていただきますので、何卒ご了承下さい。

## 8. その他

遠方よりご受講の方は、ご自身で宿泊施設のご予約をお願いいたします。

---

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(略称 建荷協)東京都支部  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階  
TEL:03-3511-5225 FAX:03-3511-5224 <http://www.kenni-tokyo.jp>

---

# 【検査業】

## 研修の受講資格と研修時間（受講資格表）

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修の種類ごとの研修時間数は次のとおりです。  
 各欄の時間は、資格取得のための最低研修時間（学科+実技）を示します。○印は、その資格で当該機械の特自検の資格が認められ研修・経験が不要であることを示します。  
 経験年数欄は、受講に必要な当該機械の点検又は整備の経験年数を示します。取得済み資格が指定されている場合の経験年数は資格取得後の必要経験年数です。なお、〔 〕は設計又は工作の経験年数を示します。

h：時間

受講者の経歴・取得済み資格		研修の種類	車両系荷役運搬機械		車両系建設機械				高所作業車	検査実習台数		
			フォークリフト	不整地運搬車	整地・運搬・積み込み用掘削用及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用				
大学又は高専で、工学に関する学科を卒業した者		2年以上〔5年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
高等学校又は中等教育学校で、工学に関する学科を専攻し卒業した者		4年以上〔7年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
当該機械の点検、整備又は設計、工作経験のある者		7年以上〔10年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
職業能力開発促進法 旧職業訓練法	産業機械工学科又は運輸装置科の指導員訓練修了者	1年以上	○	○	○	○	○	18h	18h	5		
	建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5		
	建設機械整備科の訓練修了者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5		
	建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5		
	産業車両整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	不要	13h	—	—	—	—	—	—	5		
1級四輪自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士		1年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10		
厚生労働大臣が定める者 厚生労働省労働基準局長が認める者	職訓法	港湾荷役科の訓練修了者（フォークリフトの訓練受講者に限定） フォークリフト運転科修了者	4年以上〔7年以上〕	35h	—	—	—	—	—	10		
	1級2輪自動車整備士 2級2輪自動車整備士 2級3輪自動車整備士 3級3輪自動車整備士 3級自動車シャシ整備士 3級自動車ガソリン・エンジン整備士 3級自動車ジーゼル・エンジン整備士 3級2輪自動車整備士 3級軽自動車整備士		4年以上	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
	3級自動車シャシ整備士の技能検定に合格し、かつ、3級自動車ガソリン・エンジン整備士又は3級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定合格者		3年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10	
	検査業者検査員研修講師（当該機械）		不要	○	○	○	○	○	○	○	—	
	特定検査員資格保有者 検査業者	車両系荷役運搬機械	フォークリフト	1年以上	—	18h	18h	18h	18h	18h	5	
			不整地運搬車		18h	—	18h	18h	18h	18h		
		車両系建設機械	整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用		18h	○	—	18h	18h	18h		18h
			基礎工事用		18h	○	18h	—	18h	18h		18h
			締固め用		18h	18h	18h	18h	—	18h		18h
			コンクリート打設用		18h	18h	18h	18h	18h	—		18h
高所作業車		18h	18h	18h	18h	18h	18h	—				

注）現に車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の特定自主検査を行う資格を有する者は、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）の資格を有しているのとみなされます。

# 【事業内】

## 研修の受講資格と研修時間（受講資格表）

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修の種類ごとの研修時間数は次のとおりです。

各欄の時間は、資格取得のための最低研修時間（学科+実技）を示します。○印は、その資格で当該機械の特自検の資格が認められ研修・経験が不要であることを示します。

経験年数欄は、受講に必要な当該機械の点検又は整備の経験年数を示します。取得済み資格が指定されている場合の経験年数は資格取得後の必要経験年数です。なお、〔 〕は設計又は工作の経験年数を示します。

h：時間

受講者の経歴・取得済み資格		研修の種類	車両系荷役運搬機械		車両系建設機械				高所作業車	検査実習台数		
			フォークリフト	不整地運搬車	整地・掘削用・積み込み用・運搬・解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用				
大学又は高専で、工学に関する学科を卒業した者		2年以上〔5年以上〕	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
高等学校で、工学に関する学科を専攻し卒業した者		4年以上〔7年以上〕	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
当該機械の点検、整備又は設計、工作経験のある者		7年以上〔10年以上〕	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
当該機械の運転経験；10年以上の者		不要	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
職業能力開発促進法 旧職業訓練法	産業機械工学科又は運輸装置科の指導員訓練修了者	1年以上	○	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2		
	建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	1年以上	9.5h	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2		
	建設機械整備科の訓練修了者	1年以上	9.5h	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2		
	建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2		
	産業車両整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	不要	5.5h	—	—	—	—	—	—	2		
	建設業法	1級第2次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2	
		2級第1種第2次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
		2級第2種第2次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
		2級第3種第2次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
		2級第4種第2次検定合格者	1年以上	9.5h	○	8.5h	8.5h	○	9.5h	9.5h	2	
		2級第5種第2次検定合格者	1年以上	9.5h	○	8.5h	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
	厚生労働大臣が定める者	1級四輪自動車整備士	1年以上	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	3	
2級ガソリン自動車整備士												
2級ジーゼル自動車整備士												
職訓法		港湾荷役科の訓練修了者（フォークリフトの訓練受講者に限定）	4年以上〔7年以上〕	14h	—	—	—	—	—	—	3	
		フォークリフト運転科修了者										
		1級2輪自動車整備士	4年以上	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3	
		2級2輪自動車整備士										
		2級3輪自動車整備士										
		3級3輪自動車整備士										
		3級自動車シャシ整備士										
		3級自動車ガソリン・エンジン整備士										
		3級自動車ジーゼル・エンジン整備士										
	3級2輪自動車整備士											
	3級軽自動車整備士											
	3級自動車シャシ整備士の技能検定に合格し、かつ、3級自動車ガソリン・エンジン整備士又は3級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定合格者	3年以上	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	3		
	職能開法；コンクリート圧送施工に係る1級又は2級技能検定合格者	不要	—	—	—	—	—	14h	—	3		
	運転免許（大型、普通、大特）取得10年以上でフォークリフトの運転経験5年以上	不要	14h	—	—	—	—	—	—	5		
	検査業者検査員研修講師（当該機械）	不要	○	○	○	○	○	○	○			
特定自主検査保有者	車両系荷役運搬機械	1年以上	9.5h	フォークリフト	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	2	
				不整地運搬車	—	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h		
				整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用	9.5h	○	—	9.5h	9.5h	9.5h		9.5h
				基礎工事用	9.5h	○	9.5h	—	9.5h	9.5h		9.5h
				締固め用	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	—	9.5h		9.5h
				コンクリート打設用	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	—		9.5h
				高所作業車	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h		—

注）現に車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の特定自主検査を行う資格を有する者は、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）の資格を有しているのとみなされます。